

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する修正案 対照表 (傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、情報通信技術の進展に伴い取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する取組の義務付け、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る勧告等及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めることにより、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売(特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。)に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に關し取引デジタルプラットフォーム提供者の業務の適正な運営を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>(取引デジタルプラットフォーム提供者の義務)</p> <p>第三条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、次に掲げる措</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、情報通信技術の進展に伴い取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めることにより、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売(特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。)に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に關し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>(取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務)</p> <p>第三条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、次に掲げる措</p>

置を講じなければならない。

一 当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための販売業者等に関する情報の定期的な確認その他の措置を講ずること。

二 当該取引デジタルプラットフォームにより提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に関し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情についての販売業者等に対し文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めること等による調査その他の当該表示の適正を確保するために必要と認める措置を講ずること。

三 (略)

2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、内閣府令で定めるところにより、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用する消費者に対し、前項の規定に基づき当該取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要及び実施の状況その他の内閣府令で定める事項を開示しなければならない。

3・4 (略)

5 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が第二

置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置を講ずること。

二 当該取引デジタルプラットフォームにより提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に関し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情の調査その他の当該表示の適正を確保するために必要と認める措置を講ずること。

三 (略)

2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、内閣府令で定めるところにより、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用する消費者に対し、前項の規定に基づき当該取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要及び実施の状況その他の内閣府令で定める事項を開示するものとする。

3・4 (略)

(新設)

項の規定を遵守していないと認めるときは、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかに同項の措置その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

7 内閣総理大臣は、第五項の勧告を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る勧告等)

第四条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームにより提供される場における商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による当該商品若しくは当該特定権利の販売又は当該役務の提供に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

(新設)

(取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請)

第四条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームにより提供される場における商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による当該商品若しくは当該特定権利の販売又は当該役務の提供に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとることを要請することができる。

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

4 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けて当該勧告又は当該命令に係る措置をとった場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(罰則)

第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第七項又は第四条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

(新設)

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(罰則)

第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

条の刑を科する。

附則

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、売買契約等（取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る売買契約又は役務提供契約をいう。次条第一項第三号において同じ。）であって、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 販売業者等以外の個人が通信販売と同様の行為をする場合における消費者の利益の保護に関する制度の在り方
- 二 この法律その他通信販売に係る規制における売主等が事業者であるかどうかを判断するための基準の在り方
- 三 売買契約等における債務の不履行に伴い消費者に被害が発生した場合等における損害の填補に係る取引デジタルプラットフォーム

附則

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る売買契約又は役務提供契約であって、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

(新設)

ホーム提供者の役割

四 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する制度の在り方

2| 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。